

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十二号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中第二号を削り、同表の第二号の二中「（安芸太田町を除く。）」を削り、同号を同表の第二号とし、同表の第三号中「(20)及び(34)」を「(21)及び(35)」に、「及び(33)」を「及び(34)」に、「(21)から(26)まで」を「(22)から(27)まで」に改め、同号中(34)を(35)とし、(33)を(34)とし、(32)を(33)とし、(31)を(32)とし、(30)を(31)とし、(29)を(30)とし、(28)を(29)とし、(27)を(28)とし、(26)を(27)とし、(25)を(26)とし、(24)を(25)とし、(23)を(24)とし、(22)を(23)とし、(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) 法第五十六条第二項の規定による費用負担能力の認定（法第五十条第五号に規定する費用に係るものに限る。）

第二条の表の第三号中「廿日市市」の下に「安芸高田市」を、「江田島市」の下に「府中町」を、「大崎上島町」の下に「世羅町」を加え、「(3)に掲げる」を「(3)及び(20)に掲げる」に、「(19)及び(27)から(31)まで」を「(19)、(20)及び(28)から(32)まで」に、「(20)、(33)及び(34)」を「(21)、(34)及び(35)」に、「(21)から(26)までに掲げる」を「(22)から(27)までに掲げる」に、「大竹市及び安芸高田市」を「竹原市については、(1)、(2)、(12)から(15)まで、(19)、(21)及び(35)に掲げる事務に限り、大竹市」に、「竹原市、府中町、海田町」を「海田町」に、「安芸太田町及び世羅町」を「及び安芸太田町」に改め、同表の第三号の二及び第三号の三中「三次市」の下に「庄原市」を加え、同表の第四号の二中「広島市」の下に「呉市」を、「江田島市」の下に「安芸太田町」を加え、同表の第四号の四、第四号の五及び第四号の六中「三次市」の下に「庄原市」を加え、同表の第八号中「呉市及び竹原市」を「竹原市」に改め、同表の第八号の二中「呉市」を削り、同表の第八号の三中「広島市」の下に「呉市」を、「大竹市」の下に「東広島市」を、「江田島市」の下に「安芸太田町」を加え、同表の第八号の四中「府中町」を削り、同表の第八号の五中「竹原市、大竹市、府中町」を削り、同表の第八号の六中「広島市」の下に「呉市、竹原市」を加え、同表の第八号の七中「竹原市」及び「安芸高田市、府中町」を削り、同表の第九号の三中「広島市」の下に「呉市」を、「廿日

市市」の下に、「安芸高田市」を、「江田島市」の下に、「安芸太田町」を加え、同表の第九号の四中「三次市」の下に、「庄原市」を加え、同表の第九号の六の二中「三原市」を「竹原市、三原市」に改め、「廿日市市」の下に、「安芸高田市」を、「江田島市」の下に、「府中町」を加え、「大竹市については」を「竹原市については、(1)から(17)までに掲げる事務のうち法第二条第三項に規定する事業を行う社会福祉法人に係る事務及び(18)から(20)までに掲げる事務を除き、大竹市については」に改め、同表の第十一号の二中「三原市」を「呉市、三原市、尾道市」に改め、「三次市」の下に、「庄原市、東広島市」を、「大崎上島町」の下に、「世羅町」を加え、同表の第十一号の三中「及び府中町」を削り、同表の第十一号の四中「呉市及び」を削り、同表の第十二号中「安芸高田市、府中町」を「府中町」に改め、同表の第十二号の二中「廿日市市」の下に、「安芸高田市」を加え、同表の第十四号の二の二中「三次市」の下に、「庄原市」を加え、同表の第十五号の三中「大竹市及び北広島町」を「及び大竹市」に改め、同表の第十六号の五中「福山市、大竹市及び北広島町」を「及び福山市」に改め、「海田町、熊野町、坂町及び」を削り、同表の第十六号の六中「大竹市」の下に、「東広島市」を加え、同表の第十七号の三(5)中「法第十七条の十二第一項及び」を削り、同号(6)及び(7)中「法第十七条の十二第二項及び」を削り、同号中(34)を(37)とし、(33)を(36)とし、(32)を(35)とし、(31)を(34)とし、(30)を(33)とし、(29)を(32)とし、(28)を(31)とし、(27)を(30)とし、(26)を(29)とし、(25)を(28)とし、(24)を(27)とし、(23)を(26)とし、(22)を(25)とし、(21)を(24)とし、(20)を(23)とし、(19)を(22)とし、(18)を(21)とし、(17)を(20)とし、(16)を(19)とし、(15)の次に次のように加える。

(16) 法第十七条の十二第一項において準用する法第十条第二項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮

(17) 法第十七条の十二第二項において準用する法第十一条の規定による揮発性有機化合物排出施設の届出者の氏名の変更等の届出の受付

(18) 法第十七条の十二第二項において準用する法第十二条第三項の規定による揮発性有機化合物排出施設の届出者の地位の承継の届出の受付

第二条の表の第十七号の三中「三次市」を「呉市、三次市、庄原市」に改め、「大崎上島町」の下に「(呉市については、(1)から(8)まで、(19)から(31)まで及び(33)から(37)までに掲げる事務のうち事業場に係る事務、(9)及び(10)に掲げる事務並びに(32)に掲げる事務のうち(9)及び(10)に掲げる事務に伴う事務を除く。）」を加え、同表の第十九号を次のように改める。

第二条の表の第十九号の二中「尾道市」の下に「福山市」を、「廿日市市」の下に「安芸高田市」を加え、「及び呉市」を「及び福山市」に改め、同表の第十九号の四中「広島市」の下に「呉市」を、「三次市」の下に「庄原市」を加え、同表の第二十号中「三次市」の下に「庄原市」を加え、同表の第二十号の二中「三次市」の下に「庄原市」を、「坂町」の下に「安芸太田町」を加え、「及び坂町」を「坂町及び安芸太田町」に改め、同表の第二十号の三中(22)を(29)とし、(21)を(28)とし、(20)を(27)とし、(19)を(26)とし、(18)を(25)とし、(25)の前に次のように加える。

(24) 法第二十二條第二項の規定による報告の徴収

第二条の表の第二十号の三中(17)を(23)とし、(16)を(22)とし、(15)を(21)とし、(14)を(20)とし、(13)を(19)とし、(12)を(18)とし、(11)を(17)とし、(17)の前に次のように加える。

(15) 法第十三條の三の規定による総量削減計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告

(16) 法第十四條第三項の規定による汚濁負荷量の測定手法の届出の受付
第二条の表の第二十号の三中(10)を(14)とし、(14)の前に次のように加える。

(13) 法第十三條第三項の規定による指定地域内事業場の汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置の命令

第二条の表の第二十号の三中(9)を(12)とし、(8)を(11)とし、(7)を(10)とし、(6)を(9)とし、(9)の前に次のように加える。

(8) 法第八条の二の規定による総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認める場合の指定地域内事業場の汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置の命令

第二条の表の第二十号の三中(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第六条第二項の規定による指定地域特定施設となったことの届出の受付

(5) 法第六条第三項の規定による排水の排水系統別の汚染状態及び量の届出の受付

第二条の表の第二十号の三中「三次市」の下に「庄原市」を、「大崎上島町」の下に「(三次市)については、(4)、(5)、(8)、(13)、(15)、(16)及び(24)に掲げる事務を除く。」を加え、同表の第二十号の四中「三次市」を「呉市、三次市、庄原市」に改め、同表の第二十一号の二中「三次市」の下に「庄原市」を加え、同号を同表の第二十一号の二とし、同表の第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次

呉市

<p>に掲げるもの</p> <p>(1) 法第五条第一項の規定による特定施設の設置の許可</p> <p>(2) 法第五条第四項（法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による特定施設の設置の許可申請の概要の告示及び縦覧</p> <p>(3) 法第五条第五項（法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係府県の知事及び関係市町村の長の意見聴取</p> <p>(4) 法第五条第六項（法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受付</p> <p>(5) 法第七条第二項の規定による特定施設となつたことの届出の受付</p> <p>(6) 法第八条第一項の規定による特定施設の構造等の変更の許可</p> <p>(7) 法第八条第四項の規定による特定施設の構造等の軽微な変更の届出の受付</p> <p>(8) 法第九条の規定による氏名等の変更及び特定施設の使用廃止の届出の受付</p> <p>(9) 法第十条第三項の規定による特定施設の許可を受けた者の地位の承継の届出の受付</p> <p>(10) 法第十一条の規定による特定施設の除却、操業の停止その他必要な措置の命令</p> <p>(11) 法附則第二条第五項の規定による特定施設の設置の許可を受けた者とみなされた者による届出の受付</p>	
--	--

第二条の表の第二十一号の四中「三次市」の下に「庄原市」を、「江田島市」の下に「府中町」を、「熊野町」の下に「坂町、北広島町」を加え、同表の第二十二号中「除き、大竹市については(1)から(4)までに掲げる事務を除く」を「除く」に改め、同表の第二十三号中「広島市」の下に「呉市」を加え、同表の第二十三号の二中「三次市」を「呉市、三次市、庄原市」に改め、同表の第二十三号の三中「広島市」の下に「呉市」を、「三次市」の下に「庄原市」を、「廿日市市」の下に「安芸高田市、北広島町」を加え、同表の第二十三号の四中「広島市」の下に「呉市」を、「三次市」の下に「庄原市」を、「廿日市市」の下に「安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町」を加え、同表の第二十四号中(29)とし、(30)を(28)とし、同号(25)中「(27)」を「(29)」に改め、同号中(25)を(27)とし、(24)を(26)とし、(23)を(25)とし、(22)を(24)とし、(21)を(23)とし、(20)を(22)とし、(19)を(21)とし、(18)を(20)とし、(17)を(19)とし、(16)を(18)とし、(15)を(17)とし、(14)を(16)とし、(13)を(15)とし、(12)を(14)とし、(11)を(13)とし、(10)を(12)とし、(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(7)を(9)とし、(6)を(8)とし、(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

- (1) 法第十一条第一項の規定による自立支援給付に係る障害者等若しくは障害児の保護者又はこれらの者であった者に対する報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は質問(3)及び(7)に規定する指定を受けた事業者が行う自立支援給付対象サービス等並びに(5)に規定する指定を受けた施設において行われ

る自立支援給付対象サービス等に係るものに限る。(2)において同じ。)

- (2) 法第十一条第二項の規定による自立支援給付対象サービス等を行った者又は使用した者に対する報告若しくは記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は質問

第二条の表の第二十四号の二中(33)を(34)とし、(32)を(33)とし、(31)を(32)とし、(30)を(31)とし、(29)を(30)とし、(28)を(29)とし、(27)を(28)とし、同号(26)中「(27)から(31)まで」を「(28)から(32)まで」に改め、同号中(26)を(27)とし、(25)を(26)とし、(24)を(25)とし、(23)を(24)とし、(22)を(23)とし、(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、同号(18)中「(19)から(25)まで、(32)及び(33)」を「(20)から(26)まで、(33)及び(34)」に改め、同号中(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、同号(10)中「(11)から(13)まで」を「(12)から(14)まで」に改め、同号中(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を削り、同号(1)中「(2)、(4)から(6)まで、(8)、(10)から(15)まで及び(17)」を「(5)から(7)まで、(9)、(11)から(16)まで及び(18)」に改め、同号中(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

- (1) 法第十一条第一項の規定による自立支援給付に係る障害者等若しくは障害児の保護者又はこれらの者であった者に対する報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は質問(3)及び(4)に規定する指定を受けた事業者が行う自立支援給付対象サービス等に係るものに限る。(2)において同じ。)

- (2) 法第十一条第二項の規定による自立支援給付対象サービス等を行った者又は使用した者に対する報告若しくは記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は質問

第二条の表の第二十四号の二中「江田市」の下に「、府中町、北広島町」を加え、「(17)まで及び(26)から(31)まで」を「(18)まで及び(27)から(32)まで」に改め、同表の第二十四号の三の次に次の一号を加える。

二十四の四 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号。以下この号において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	市町(広島市、福山市、海田町、熊野町及び坂町を除く。)
(1) 政令第五十九条の二第一号の規定による障害の程度の証明	
(2) 政令第五十九条の三の二第一項第一号の規定による障害の程度の証明	

第二条の表の第三十号(2)中「第四条の二ただし書」を「第四条の二第二項第四号」に改め、同表の第三十号の二中「廿日市市」の下に「、東広島市」を加え、同表の第三十号の二中「(尾道市)」を「(呉市、尾道市)」に改め、同表の第三十三号中「(1)から(17)

まで、²⁸から³⁰まで、³⁴、³⁵、³⁷並びに³⁹(一)及び(二)に掲げるものについては広島市、呉市、福山市、三次市、東広島市及び大崎上島町(呉市にあつては、(1)から(5)まで、³⁴及び³⁹(一)に掲げるものについては工場に係るもの並びに³⁷に掲げるものについては工場に係る条例第九十一条の規定に違反している者に対するもの及び条例第九十三条の規定に違反している者に対するものを、三次市、東広島市及び大崎上島町にあつては、(1)から(17)まで及び²⁸から³¹までに掲げるものを除く。)に限るものとし、(18)から²³まで及び³⁹(三)に掲げるものについては条例第六条第一項の規定により指定された地域を有する市町に限るものとし、³⁰に掲げるものについては、広島市、福山市、三次市、東広島市及び大崎上島町」を「竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町及び世羅町については(18)から²⁷まで、³²、³³、³⁸並びに³⁹(三)及び(四)に掲げる事務に限り、三次市、庄原市及び東広島市については(11)から(17)まで及び²⁸から³¹までに掲げる事務を除き、大崎上島町については(11)から²³まで、²⁸から³¹まで及び³⁹(三)に掲げる事務を除き、神石高原町については²⁴から²⁷まで、³²、³³、³⁸及び³⁹(四)に掲げる事務」に改め、同表の第三十三号の三中「三原市」を「呉市、三原市、尾道市」に改め、「三次市」の下に「庄原市、東広島市」を、「大崎上島町」の下に「世羅町」を加え、同表の第三十五号中「第二号の二(9)、(10)、(17)、²⁴及び²⁵」を削り、「²⁰及び²⁴」を「¹⁹及び²⁵」に、「¹⁹、²³、²⁴、²⁷及び²⁸」を「²²、²⁶、²⁷、³⁰及び³¹」に改め、「第十九号(4)」を削り、「(5)、(9)、(10)及び(13)から(16)まで」を「(7)、(8)、(12)から(14)まで及び(19)から²²まで」に、「第二十一号の二(1)及び(2)」を「第二十一号の二(10)、第二十一号の二の二(1)及び(2)」に、「(17)、(20)、²²、²³、²⁶及び²⁷」を「(19)、²²、²⁴、²⁵、²⁸及び²⁹」に、「(11)、(14)、(16)、²⁴、³⁰及び³¹」を「(12)、(15)、(17)、²⁵、³¹及び³²」に改める。

第三条の表の第一号の二中「庄原市」を削り、同表の第三号(3)中「第四十六条の四五項及び第六項」を「第四十六条の四五項、第六項及び第七項第四号」に改め、同表の第十号中「安芸高田市、府中町」を「府中町」に改め、同表の第十七号(4)中「及び第六項」を削り、同表の第十八号中「海田町、熊野町及び坂町」を削り、同表の第十八号の三中「庄原市」を削り、同表の第二十号中「福山市、安芸高田市、府中町」を「府中町」に改め、同表の第二十二号の二及び第二十二号の三中「庄原市」を削り、同表の第二十二号の四中「昭和四十八年法律第一百号。」を削り、同表の第二十四号(1)中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同表の第二十五号(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 法第九十四条の二第一項の規定による介護老人保健施設の開設許可の更新

第三条の表の第二十五号の二中「、庄原市」を削り、同表の第二十五号の二の二中「呉市、竹原市」を「竹原市」に改め、「、庄原市」、「、安芸高田市」及び「、北広島町」を削り、同表の第二十六号中「府中町、海田町」を「海田町」に改め、同表の第二十九号の二中「、庄原市」を削る。

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

第二条の表の第十一号の三中「坂町」の下に「、安芸太田町」を、「、竹原市」の下に「及び安芸太田町」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第三条の表の第二十四号の改正規定 公布の日
- 二 第二条の規定 平成二十一年六月一日